

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

紙製容器包装再商品化について

紙製容器包装の再商品化は、特に以下の諸点にご留意のうえ実施してください。

記

1. 引き取り・引き渡しの際の計量

- ・市町村からの紙製容器包装分別基準適合物の引き取り、固形燃料化向け紙製容器包装の引き渡し・引き取り、製紙原料向け紙製容器包装の製紙会社への引き渡し等、紙製容器包装の入荷・出荷の際は、引き取り先・引き渡し先の計量のみならず、再生処理事業者のヤードにおいても計量し、双方の計量票を保管しておいてください。
- ・なお計量法では、各種取引や証明に使われている計量器に関し、2年に1回の定期点検を義務づけていますので十分注意してください。

2. 保管

- ・市町村から引き取った紙製容器包装のベール（フレコンを含む）や選別後の製紙原料向け紙製容器包装、ならびに固形燃料向け紙製容器包装のベール（フレコン等を含む）は、再生処理事業者登録に際し協会に申請があった場所に他のルート（段ボール、新聞、雑誌、雑がみ等の協会ルート以外で収集された古紙）と区別のうえ、在庫量が確認しやすいように屋内保管してください。

3. 選別

- ・製紙原料向けと固形燃料化向けの選別は、再商品化製品利用事業者である製紙会社等の品質規格に従い、厳格に実施してください。
- ・製紙原料向けの紙製容器包装には、紙製容器包装以外の異物である段ボール、新聞、雑誌、チラシ、牛乳パック等を混入しないよう選別を実施してください。
- ・固形燃料化向けには、異物である紙製容器包装以外の紙類・プラスチック製の容器や市町村のプラスチック製指定収集袋、市町村が圧縮梱包に使ったシート、PPバンド等を混入させないでください。
- ・選別に際して発生した紙製容器包装以外の異物は、市町村に返却できない場合、有価物として売却するか、有価物として売却できないものはマニフェスト伝票を交付のうえ、産業廃棄物として処理をしてください。
- ・製紙原料向け・固形燃料化向けに選別された紙製容器包装と他のルートで収集された古紙をミックスして圧縮・梱包しないでください。

- ・再生処理事業者が、引き取り品質が良くないことを理由に市町村に対し引き取り拒否をすることは出来ません。選別に際し、引き取り品質に問題があった場合は、市町村に改善の申し入れを行ってください。その際、当該引き取り品の現物や写真を市町村に提示して改善への協力を求めるのも一方法です。
- ・以上のような紙製容器包装の選別ルールを徹底するため、実際に選別を行っている担当の方を対象とした教育訓練を実施してください。

4. 日報、月報

- ・紙製容器包装の市町村からの引き取り、選別の実施、再商品化製品利用事業者への製品の引き渡し等、一連の再商品化業務が発生した場合は、その都度、日報への記録をお願いします。
- ・日報・月報等、協会への提出書類は正確かつ期限厳守をお願いします。

5. 品質評価

- ・品質評価に際しては、事前に市町村へ連絡し、原則、市町村立ち会いのもとで実施してください。立ち合いが出来ない場合は、市町村から再生処理事業者に評価を一任する旨の確認をとったうえで実施してください（電話での確認で結構ですが、確認をとった市町村担当者の部署、氏名を品質評価表に記入しておいてください）。
- ・品質評価の実施期間は、4月から10月末となっておりますが、早期に実施するようお願いします。
- ・品質評価の際の写真（特に異物や危険物等の問題品）は、確認しやすいよう鮮明に撮ってください。
- ・品質評価票および写真は、実施後1週間以内に当該市町村ならびに当協会へ送付してください。

6. 安全・衛生管理

- ・ヘルメット、安全靴、手袋、マスク、保護眼鏡等保護具の着用を心掛けてください。なお、昭和50年の労働省通達により、重機運転の際はヘルメット着用が定められていますので遵守してください。
- ・圧縮梱包機のコンベアの上では、選別等の作業を行わないようお願いします。
- ・ボールについては、番線のつなぎ目を古紙側に折り曲げるなど、怪我防止に努めるとともに、保管の際は、落下しないよう積載には留意してください。
- ・ヤード内に安全に関する標識を表示し、危険な場所には安全柵やカバーを設置するようお願いします。
- ・消防用設備の点検は、消防法で6ヶ月に1回、消防署への報告は3年に1回と定められていますので遵守してください。
- ・指定可燃物貯蔵取扱届出書に整合したパネルを該当場所に設置してください。
- ・引き取り、引き渡しの際の運搬車輛や重機の安全運転に心掛け、過積載に留意してください。
- ・重機に関しては労働安全衛生法で特定自主検査が義務付けられていますので遵守してください。
- ・自社の健康診断の実施は勿論のこと、ジョイントグループの運搬事業者についても、健康診断を実施しているか確認し、そのうえでジョイントを組むようお願い致します。
- ・その他、安全面・衛生面については、くれぐれも万全の対応をお願いします。

以上